

## 平成30年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護制度運営審議会における質疑

## Q 1 情報公開・詳細一覧No. 23、24

選挙管理委員会記録簿の作成についての運用確認

## 【事務局】

23番の2016年9月26日と12月2日についてなぜ開示されずに24番のときに開示されているのかという質問に関して、選挙管理委員会でこの2つの会議録についてずっと調整は行っているが、会議録の調整ができておらずにまだ作成できていなかったという状況で23番のときに出せなかったが、24番のときに調整が最終的にできたので開示したということになっている。

## 【会長】

会議録自体は、早目に確定させて、それが開示できない内容があるならばまだ協議途中の案件が含まれているからといった不開示理由に当てはめて開示しないという対応になるかと思う。会議録自体の調整ができないから何年も会議録が確定しないというのは非常に不自然な状態だと思われる。また、この請求があった1カ月ぐらいで調整が進むというのも不自然である。選管の会議録作成のルールに関して何かご存知であれば教えていただきたい。

## 【事務局】

選挙管理委員会の会議録の作成については選挙管理委員の決定をもって、最終的に開示という形になるものであるが、今回の件に関しては、調整できていなかった。今後の会議録の作成について選挙管理委員会で調整していただくように申し伝えたいと思う。

## 【会長】

会議録が確定しないままにするのではなく、開示できない部分は不開示部分にして、会議録自体は確定しておくという運用にする必要があると思うので、再度確認願います。

**回 答：** 選挙管理委員会の会議録については会議終了後なるべく早い段階で確定させるよう、担当課へ伝えております。今後は、協議途中の案件が含まれているなど不開示事由がある場合のみ、「開示しない」という対応を取っていくことにいたします。

## Q 2 情報公開・詳細一覧No. 28

いじめ問題及び生徒の生活行動に関する調査及び会議記録が不存在とした理由

## 【委員】

28番で、不開示の理由が不存在となっている。この時期に文科省からいじめ問題について、こまめに調査報告するよということなので、平成28年までの調査報告があっていると記憶しているので、不存在という不開示理由は正しいのか。

また、いじめ防止対策委員会を設置しなければいけないことになっているが、その会議録が

ここでの開示請求の対象になっているのではないのか。解釈の問題があると思うが、古賀市でどのような組織体系になっていて、なぜこれが不存在なのかということをご教示いただきたい。

【事務局】

不存在の理由であるが、個別の事案についていじめがあったかなかったかと、その内容について、各個別校における対策についての会議は行われていると認識している。しかし、総括的な調査や会議記録があるかという質問に対しては、教育委員会としては全体的な会議については行っていないとの回答であった。また、どのような組織体制でいじめ問題について対応しているかということについては、こちらで確認はできていない。今後確認して全体の会議が行われているのであれば、会議記録の請求がなされれば開示という形にはなると思う。

【委員】

平成29年10月26日付けで、文科省から児童生徒の問題行動等の調査結果速報値がきている。したがって、このこれが不存在であるというのは理解ができないので、確認をお願いしたい。

【事務局】

教育委員会に確認し回答する。

**回 答:** 開示請求当時、請求者が開示請求書に記載していた内容に基づき、担当課としてはそれに対応する資料は存在しないと判断したため、不存在という対応とさせていただきます。今後は請求者が記載した内容のみによるのではなく、より丁寧な聞き取り等を行い、請求者が真に求めている情報を的確に開示していきたいと思えます。

### Q 3 情報公開・詳細一覧No.2、8、14、32番 最低制限価格の開示について

【会長】

最低制限価格は、工事がまだ進行中あるいは契約途中である間は開示できないのか、若しくは工事が完了してしまっても年度の契約や入札に影響を及ぼす可能性があるので、完了した後もやはり最低制限価格は開示しないということか。

【事務局】

その件は確認して回答したい。ホームページ上で落札価格等は出しているの、ある程度業者側は読み取れるのではないかと思うが、この運用に関しては検討させていただきたいと思う。

**回 答:** 古賀市財務規則第97条第4項で「最低制限価格の額については、非公表とする。」と定めておりますので、最低制限価格については、開示は行っておりません。

Q 4 個人情報・詳細一覧No. 7, 8

古賀市職員採用試験の成績の不開示部分

【委員】

7番、8番の採用試験の請求者の成績の開示請求だが、以前同じような開示請求のときに、1次試験の結果だけ開示、面接等の成績は不開示であると説明を聞いたと思うのだが、今回の開示決定は取扱いが変わったのか。

【事務局】

1次試験の結果及び2次面接の成績全てについて請求者本人の部分は開示しているがはっきりと記憶していないので確認して回答したい。

**回 答:**数年前まではそのような運用がなされていたようですが、できる限り広く情報の開示を行っていくという観点から、現在においては、一次試験の結果、面接の結果ともに開示を行っているところです。

Q 5 個人情報・詳細一覧No. 5

不開示とした法人の情報の詳細

【委員】

5番の不開示の理由の法人に関する情報、法人の印影及び法人に関する情報というのは何を指しているのですか。

【事務局】

先に1点訂正させていただきたい。請求に係る個人情報の件名に誤記があり、「私の」となっているが、ここは「請求者の」の誤りである。

法人の印鑑の印影が載っていたのはおそらく委任状の部分ではないかと思う。開示請求書上には記載されていないが、おそらく請求者本人に確認したところ、その旨請求されていたので委任状についても開示したものである。委任状に法人の情報、法人の印鑑の印影があったためにそれについては不開示としたということである。

【委員】

この法人の情報とは何なのか。

【事務局】

確認して回答する

**回 答:**法人の情報とは、事業所名、事業所住所、代表者名です。

この開示請求につきましては、委任状の開示を行っておりますが、委任状の中に請求者以外の第三者の個人情報が含まれているため、その部分は非開示にする必要がありました。それに伴い、当該第三者の個人情報に直接関係のある法人の情報を非開示にしなければ、当該第三者の個人情報が推知されるという関係にあったため、本件においては法人の情報について不開示とさせていただいております。